

2019年5月27日

報道関係者各位

ジャパン少額短期保険株式会社

## 結婚式キャンセル保険の販売開始のお知らせ

ジャパン少額短期保険株式会社（本社：東京都千代田区 代表取締役：杉本尚士）は、2019年5月27日より、結婚式のキャンセル費用負担が減額される「結婚式キャンセル保険」を販売開始しましたのでお知らせいたします。本商品は、個人のライフスタイルの変化を保険関連サービスの提供を通じて支援する、株式会社保険のくふうで取り扱っております。

例えば、「結婚式の前日に新婦がインフルエンザを発症してしまった」や「結婚式の1週間前に、既にご懐妊されていた新婦が妊娠中毒症で入院し、当日も入院することとなった」などの理由で結婚식을延期したいと思っても、通常は高額なキャンセル料がかかりますが、この保険が付いたブライダルプランに申し込めば、最大でキャンセル費用が無料になります。

当社は、これまでも「あったらいいな、こんな保険」との声に耳を傾け、ユニークな保険を数多く開発してまいりました。この新商品も新郎新婦が安心して結婚式当日を迎えることができるよう、結婚式運営会社の要望をもとに開発いたしました。なお、この新商品の特徴は次の通りです。

1. 当社の結婚式キャンセル保険は、結婚式運営会社が保険契約者・被保険者となる約定履行費用保険です。（新郎新婦が当社に対して直接保険申込することはできません。）  
結婚式運営会社は、結婚式キャンセル費用負担の減額に関する項目を結婚式約款に盛り込むことにより、新郎新婦に対してこの保険が付いたブライダルプランを販売できます。  
結婚式運営会社に属するブライダルプランナー等が保険募集人資格を取得する必要がなく、結婚式運営会社も保険代理店になる必要がないことが特徴です。
2. 結婚式キャンセル保険が付いたブライダルプランは結婚式申込同時のみ加入できます。保険申込書ではなく、結婚式申込書に必要事項を記入すればすぐに加入できます。
3. 次の事由で結婚식을キャンセルした際にキャンセル費用が減額されます。
  - ①新郎新婦または新郎新婦の父母、兄弟姉妹もしくは子の死亡
  - ②挙式・披露宴当日における、新郎新婦が入院中である状態、または医師による自宅もしくは特定の場所での待機指示
  - ③挙式・披露宴当日における、新郎新婦または新郎新婦の父母もしくは子が入院中である状態 等

<会社概要>

会社名 :ジャパン少額短期保険株式会社

代表者 :代表取締役 杉本 尚士

本店所在地 :東京都千代田区大手町 2 丁目 1 番 1 号 大手町野村ビル 7F

事業内容 :少額短期保険業

資本金 : 7 億円

株主 :ジャパンベストレスキューシステム株式会社

URL :<http://www.japan-insurance.jp>

【お問い合わせ先】

ジャパン少額短期保険株式会社 事業推進部 03-3516-8555

【結婚式運営会社からのお問い合わせ先】

株式会社保険のくふう 03-6435-3520

以 上